

【資料1】

臨時休業期間における生活上の注意事項

静岡県立清水東高等学校

1 生活

- (1) 校則に従うとともに、登校時と同様の規則正しい生活を送る。
- (2) 家庭において過ごす。やむを得ず外出する場合は、保護者同伴または保護者の許可を得て外出する。
- (3) 健康管理に最善の注意を払う。手洗いやうがいを励行し、睡眠時間と栄養を十分に取ること、家庭において実施できる適度な運動を行って、健康維持に努める。
- (4) 感染症(新型インフルエンザ)に関する情報については、行政機関など信頼できる情報源から把握するとともに、憶測による情報や個人を攻撃する情報を流さない。
- (5) 毎日の生活は、「【資料2】生活・学習記録」に記入する。
- (6) 毎日の健康状態は、「【資料3】健康観察用紙」に記入する。
- (7) 本校ホームページに「【資料1】生活上の注意事項」と合わせ、「【資料2】生活・学習記録」、「【資料3】健康観察用紙」、「登校許可書」が掲載されているので、家庭において印刷し利用できる。

2 学習

- (1) 家庭での自習を基本とし、原則として本校の日課表に従って学習する。
- (2) 休業中に学習した成果(学習内容を記録したノート等)及び「【資料2】生活・学習記録」は、臨時休業終了後、速やかにHR担任に提出する。
- (3) 家庭での学習に必要な教材がない場合は、速やかにHR担任に連絡する。

3 その他

- (1) 体調が思わしくない場合は、医療機関等で診察・治療を受ける。
- (2) 本人・家族への感染が確認された場合は、直ちに本校に連絡する。
- (3) 受験等やむを得ない事情により現住所を離れる場合は、前もってHR担任に連絡する。
- (4) 入学試験を受験する場合の行動は、先方の指示に従う。
- (5) 学習状況の把握等の目的で、HR担任等が家庭訪問したり、連絡したりする場合もある。